

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年9月30日

【会社名】 サイジニア株式会社

【英訳名】 Scigineer Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 吉井 伸一郎

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町一丁目22番5号

【電話番号】 050-5840-3147

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFO 兼 経営管理部長 横溝 大介

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町一丁目22番5号

【電話番号】 050-5840-3147

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFO 兼 経営管理部長 横溝 大介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年9月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年9月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更するものです。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 3. (条文省略) 4. <u>情報処理に関するコンサルティング及び管理並びにこれら業務全般の受託業務</u> 5. 各種マーケティング業務 6 ~ 9. (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>10. 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 3. (現行どおり) 4. 情報処理に関する業務</p> <p>5. 各種マーケティング業務 6 ~ 9. (現行どおり) 10. <u>人工知能に関する技術の研究、企画、開発、販売及び保守に関する業務</u> 11. <u>知的財産権(著作権、特許権、実用新案権、意匠権等)及び技術的知識(ノウハウ)の取得、使用許諾、売買及び管理に関する業務</u> 12. <u>倉庫業、運送業、運送取扱業及びその仲介業並びに物流センターの管理・運営及び物流情報の収集処理に関する業務</u> 13. <u>前各号の業務に関連する教育、研修、技術指導及びコンサルティングの実施並びに業務受託</u> 14. 前各号に附帯する一切の業務</p>
<p>(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって代表取締役(代表取締役が複数あるときは、あらかじめ定めた代表取締役)が招集する。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、代表取締役(代表取締役が複数あるときは、あらかじめ定めた代表取締役)が議長となる。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。 2 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。 4 取締役会の決議により、取締役の中から業務執行取締役を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役) 第23条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。 2 代表取締役は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。 (削除) (削除)</p>
<p>(取締役会の招集及び議長) 第24条 取締役会は取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。 2 (条文省略) 3 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集及び議長) 第24条 取締役会は代表取締役(代表取締役が複数あるときは、あらかじめ定めた代表取締役)が招集し、議長となる。ただし、代表取締役に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、吉井伸一郎、福井敦、吉村真弥、横溝大介及び北城恪太郎の5名を選任するものです。

第3号議案 取締役に對する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額及び内容決定の件

取締役(社外取締役を除きます。)を対象とする株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関して、報酬等の額は年額30百万円以内の範囲とすること、また各事業年度に係る定時株主總會の日から1年以内に発行する数は12,000個を上限とすることなどを、決定するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成の割合 (注)3
第1号議案 定款一部変更の件	13,106	63	0	(注)1	可決 96.62%
第2号議案 取締役5名選任の件				(注)1	
吉井 伸一郎	13,105	64	0		可決 96.61%
福井 敦	13,081	88	0		可決 96.43%
吉村 真弥	13,102	67	0		可決 96.59%
横溝 大介	13,092	77	0		可決 96.51%
北城 恪太郎	13,076	93	0		可決 96.40%
第3号議案 取締役に對する株式報酬型 ストックオプションに関する 報酬等の額及び内容決定の件	13,038	131	0	(注)2	可決 96.12%

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものです。

2 出席した議決権を行使することができる株主の過半数の賛成によるものです。

3 賛成の割合の計算においては、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(4) 株主總會に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本總會前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本總會当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。